

第 3 2 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 3 年 1 1 月 5 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 3 年 1 1 月 5 日 午前 1 0 時 4 7 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜		○	
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳	○		
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美		○	農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 8 番 下田 三徳 委員
議席 10 番 大島 アサ子 委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者

事務局長	千木良典行		
統括主幹(農地調整係長)		吉田徳之	
統括主幹(農業振興係長)		狩野康信	
主任	中嶋辰哉		
農林課	統括主幹(農政係長)	中野智也	
	主幹	川田美穂子	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

定刻となりましたので、第32回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症も全国的に大分落ち着いてきて、現在、県の警戒度は「2」となっております。明日からは警戒度が「1」となる予定です。今回の総会からは、縮小体制を解除いたしまして、通常の体制で行うこととなりました。

議案書の差替えがありますので、ご報告いたします。差替えの理由につきましても、差替え前の議案第2号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」と議案第5号、「農用地利用集積計画の決定について」の一部について、委員の皆様には議案書の発送後、取下げ願い等があったためです。また、議案第2号が取下げとなったことに伴い、議案番号等も修正となりましたので、修正した議案書をお手元に配付させていただきました。今回はそちらを使用させていただきたいと思います。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

皆さんおはようございます。

始まる前に、毎回のことでございますけれども、携帯電話等はマナーモード、又は電源を切っていただきたいと思います。

それでは、令和3年度第32回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力によりスムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中18人で、会議は成立しております。

なお、議席番号6番、新井正喜委員から欠席の届出がございました。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。
議事録署名委員に、議席番号8番、下田三徳委員、議席番号10番、大島アサ子委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議事録署名委員は、下田三徳委員と大島アサ子委員に決定いたしました。
続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程をいただきました報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。着座にて説明させていただきます。
報告書の1ページをお願いいたします。農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
この度の届出は、1ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は記載のとおりであります。
以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。 報告書の3ページをお願いいたします。農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、3ページから5ページに記載の番号1番から6番の6件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は記載のとおりであります。 以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。
1 8 番	はい。18番、高橋。
議 長	はい、高橋委員。
1 8 番	ちょっとお聞きしたいんですが、報告第1号と報告第2号の番号1番の地番が同じなので、ダブって出しているような気がするんですけど。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	所在地が同じ所に借主が2人いる、というようなご質問になろうかと思いますが、この土地では裏作をしまして、一つの土地に対して表と裏で2人が借受けしていて、その両方の解約ということになります。
議 長	裏作をしているため、こういうことになっているということでございます。よろしいでしょうか。
1 8 番	はい。
議 長	それでは、質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。

報告書の7ページをお願いいたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、7ページから10ページに記載の番号1番から8番の8件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。

報告書の11ページをお願いいたします。制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、11ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川地区を岸第1班長、子持、赤城、北橋地区を高井第1班長より報告をお願いします。

最初に、岸第1班長、お願いいたします。

3 番

10月26日に実施しました、第1班、渋川地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、大島委員、眞下委員、事務局の吉田係長、儘田主事と私、岸で5名で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、5条による申請が8件でありました。

それでは、議案に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号と議案書の申請番号は同じですので、一緒にご覧ください。

3ページをご覧ください。申請番号5の1番の現地は、東と南は山林、西は道路、北は畑となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東と北は道路、西と南は宅地、北は道路となっています。特に問題ないと思います。

4ページをご覧ください。申請番号5の3番の現地は、東は宅地と畑、西は宅地、南は道路と宅地と畑、北は道路と山林となっています。

申請番号5の4番の現地は、東と西と南は道路、北は宅地と畑となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東と南は畑、西と北は、一体利用する宅地となっております。

5ページをご覧ください。申請番号5の6番の現地は、東と北は道路、南と西は畑となっております。特に問題ないと思います。

申請番号5の7番の現地は、東は道路、西と南と北は宅地となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の8番の現地は、東は鉄道用地、西は道路、南は宅地と畑、北は道路と鉄道用地となっています。特に問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局より提示された資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載されているとおりでと思います。

以上で第1班、渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続いて、高井班長、お願いいたします。

1 3 番

10月26日に実施しました、第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、鳥山委員、飯塚委員、下田委員、石田委員と私、高井。事務局は、狩野係長、中嶋主任の計7名で実施しました。

5条申請による申請が、8件ありました。

議案書に沿って報告いたします。別紙の案内図の番号は議案書と同じなので、一緒にご覧ください。

議案書の5ページをご覧ください。申請番号5の9番の現地は、東は雑種地、西は宅地、南は田、北は道路となっています。問題ないと思います。

6ページをご覧ください。申請番号5の10番の現地は、東と北は田、西は道路、南は宅地と雑種地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の11番の現地は、東と北は道路、西は畑、南は宅地となっています。これも問題ないと思います。

申請番号5の12の現地は、東と北は畑、西は一体利用となる宅地、南は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の13番の現地は、東と南は宅地、西は道路、北は山林と宅地と畑となっています。これも問題ないと思います。

7ページをご覧ください。申請番号5の14の現地は、東と北は畑、西は畑と宅地、南は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の15番の現地は、四方が宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の16番の現地は、東は宅地、西と南は畑、北は道路となっています。問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局の提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員が確認した結果、議案書に記載のとおりだと思います。

以上、第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたら、お願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第8、協議第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題とし、意見の決定を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

着座にて失礼いたします。ただいまご上程いただきました、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご説明いたします。

協議書の1ページをお願いいたします。協議第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、次のとおり、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による照会がありましたので、意見の決定を求めるものです。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

それでは、農林課の職員、お願いします。

農林課

はい、議長。農林課農政係長。

議 長

はい、お願いします。

農林課

おはようございます。渋川市農林課農政係長、中野と申します。よろしくをお願いいたします。

協議第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、農業委員の皆様のご審議をお願いいたします。

構想の見直しに関する具体的な内容につきましては、この後担当からご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

農林課

渋川市農林課、川田と申します。よろしくをお願いいたします。

私からは、基本構想の見直しに関する具体的な内容についてご説明

させていただきます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市の策定が義務付けられています。市が将来の農業のあるべき姿について、そのビジョンを描き、今後の農政を推進していく目標であり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向、目標とすべき労働時間、所得水準等を示すものです。

なお、この基本構想は、県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に即するものとされています。その基本方針は、概ね5年ごとに、その後10年間について定めることとされています。

これまでの策定及び見直しの経緯につきましては、平成18年に市町村合併に伴う新たな基本構想が策定され、その後、法改正に伴う見直しや5年ごとの見直しを経て、今回の見直しになります。

今回の見直しにつきましては、法の一部改正と前回見直しを行った平成28年12月からおおよそ5年が経過したため、農業情勢等の変化に伴い、本県の基本方針の見直しが実施されました。これに伴い、渋川市においても基本構想の見直しを実施することとなりました。

今回の見直しの具体的な内容について、お手元の協議書に沿ってご説明させていただきます。協議書の3ページから46ページまでが見直し案の全文、47ページから見直し案の新旧対照表となります。

それではまず、協議書の4ページをご覧ください。大きな見出しで「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」とあります。このページの下段の小さな見出しの「3 本市の農業経営の発展のための目標」のところで、この「3」の見出しの2段下の後半に括弧内で「令和12年度」とあります。これは、現行の基本構想では平成37年度ですが、今後10年間のビジョンということで、県の基本方針に合わせ、令和12年度としました。

続きまして、5ページをご覧ください。四角で囲まれている部分ですが、効率的かつ安定的な農業経営が目標とする年間農業所得と年間労働時間が示されています。こちらは再度試算した結果、現行の基本構想と変更はありません。

続きまして、7ページをご覧ください。中程の「6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」の(2)の「ア 確保・育成すべき人数の目標」です。「ア」の見出しから2行目の後半から、「本市においては年間4人程度の当該青年等の確保を目標とする」とあります。こちらは、現行の基本構想では9人ですが、過去の実績により試算したところ、今後の渋川市の新規就農者数の見込みは3.3人という結果になりましたので、見直し案では4人としました。

続きまして、8ページの四角く囲まれている部分ですが、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする年間農業所得と年間労働時間が示されています。こちらでも再度試算した結果、現行の基本構想と

変更はありません。

8ページの中程から25ページ上段までは、効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標の例を示した一覧表になります。こちらの一覧表の面積、機械、労働力等の規模の数値について、現行の基本構想は平成28年時点の数値となっておりますが、今回の見直しにより、近年の状況に合わせて修正しました。大きな変更点としては、9ページから10ページにかけての、営農類型の「3 路地野菜（ナス）と施設野菜（ホウレンソウ）」の組み合わせにつきまして、現行の基本構想にはこの営農類型はありませんが、効率的かつ安定的な農業経営の一例として、見直し案では新たに追加しました。

次に、19ページからの、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標ですが、これについては64ページの新旧対照表をご覧ください。こちらの表の右側が現行のもの、左側が見直し案となっておりますが、現行の営農類型の「2 露地野菜（ネギ、ホウレンソウ）」につきましては、渋川市の現状に合わせて、見直し案では削ることとしました。

続きまして、25ページをご覧ください。四角く囲まれている部分ですが、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標について、「64%」とあります。今回の見直しにおいて、県の基本方針では、令和12年の農用地利用集積目標について、令和7年の集積率を維持していくという考えのもと、同じ数値を設定しています。よって、市の基本構想においても、令和7年の試算値をそのまま用いて、64%としました。

以上が目標とすべき効率的かつ安定的な農業経営の育成に係る見直しの部分となります。

なお、法改正、情勢の変化、文言整理等に係る部分については、時間の関係がありますので、割愛させていただきます。詳細については、47ページからの新旧対照表をご参照ください。

また、今回の見直しの公告については、12月を予定しております。

協議第1号のご説明は以上になります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりました。
これより審議を行います。質疑のある方はお願いいたします。

4 番

4番、角田です。

議 長

4番、角田委員。

4 番

説明を聞いててなるほどなと思ったんですけども、2点ばかり個人的な考え方を述べさせてもらってよろしいでしょうか。

この席にもコンニャク専業農家さんがいらっしゃると思いますが、10年先の本市の農作物の中にコンニャクも加わっていますけれども、ここ何年かの低迷によりまして、コンニャク農家さんはかなり大変な立場に置かれていると思います。ましてや高齢化ということもあり、大変な状況になっていると思うんですけども、ここ10年間でどういうふうに変化するのか随時確認をしていただいて、農業が滞りなくこの予定どおり推進されるようご尽力いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

もう1点なんですが、最近は食品ロスも世の中で大変言われるような時代になりました。食品、食物に対してかなり皆さんが関心を持っていられっしゃる。我々の胃袋を満たしているものは、米は確保できていますが、カロリーベースでいくと35%くらいになってしまうんですね。そういうことを前面に出して、農業との関連性をうまくつなげていって、色々な角度から理解をいただくっていうのも一つの方法かと思います。いずれにしても、農業の関係者だけで解決することが難しくなるような時代になったと思います。その点もご配慮いただきながら、作成をお願いしたいと思います。

以上2点、個人的な考え方で話しさせてもらいました。ありがとうございました。

議 長

はい。回答はありますか。

農林課

ただいま委員の方からご質疑いただきました。

まずは、10年先のコンニャクの関係ですね。こちらは現在、委員おっしゃるとおり、価格低迷が続いている状況ということは農林課としても承知しております。今、県の農業指導センターの方でもそういった面について検討しているところで、コンニャクの代替作物、高収益作物等を一緒に作付けするなどの検討を始めているという話も聞いております。そのような関係機関と連携しながら、今後10年先を見据えて、コンニャクがこの先渋川市の重要な作物として続いていけるよう、渋川市も尽力をしていきたいと思います。

それからもう1点、食品ロスに関しましては、農業だけでなく色々な部門で喫緊の課題になっております。こちらにつきましても、市全体で関係各課と連携しながら取り組んでいきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

ほかによろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

それでは、質疑を打ち切ります。

お諮りします。協議第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり認めることに決しました。

続きまして、議事日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので、申請されたものです。

また、お手元に配付してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番の1件について審議いたします。ただいまの事務局の説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、申請番号3の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号5の1番から16番の16件を上程し、審議いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。 説明に入る前に、議案書3ページの申請番号5の1番については、11月1日に申請人より申請の取下げ願いがありました。また、議案書5ページの申請番号5の9番については、11月4日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番でお願いします。 それでは、説明に入らせていただきます。議案書の3ページから7ページ関連です。議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号5の2番から16番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。 申請番号5の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。 4ページをお願いいたします。申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。 申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。 申請番号5の5番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

5ページをお願いいたします。申請番号5の6番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の7番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

6ページをお願いいたします。申請番号5の10番は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の11番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の13番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に二つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

7ページをお願いいたします。申請番号5の14番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の15番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の16番は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

申請番号5の1番及び9番は取下げとのでありますので、申請番号5の1番及び9番を除く申請番号5の2番から16番の14件について審議します。質疑のある方はお願いします。

4 番

はい。4番、角田。

議 長

はい、4番、角田委員。

4 番

5の14番に関して、新井委員さんが今日いらっしゃれば、赤城村役場の時代の話もできるかと思うんですが、受人の法人が何十年前のままで、取締役がそのときと同じ方だとすれば、ちょっと疑問というか。採取に関しては問題ないわけですが、その後について、赤城村の時代に問題があったのは事実だということなんですけれども。

先日もその地域の農地利用最適化推進委員さんと話をしたんですけど、採取した後に、要するに廃棄物が埋められてしまった。結果的に、近くにあった水源地を変えざるをえなかったということが赤城村の時代にありました。

人を疑っても申し訳ないんですが、なんとなくそういう記憶が頭に残っちゃってるもんですから、お尋ねだけしたいと思います。

採取に関してはどうのこうのと言うことはないんですけど、要するにその後の監視というか、その辺も含めて、管轄が違うでしょうけども、赤城村の時代のようなことがないようにお願いします。

質問しようかどうか迷ってたんですけど、その二の舞のないことを祈って質問させていただきました。

議 長

回答をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

4番委員から質問がありました。以前に土に入れられたものがあるというような話なのかなと思いますが、今回の規模を見ると、現在環境政策課の方で持っている条例の対象になろうかと思います。この条例については、埋立ての都度、搬入する土砂の土壌検査をさせて確認をしているものとなっておりますので、今回についてはその辺りの確認がとれるのではないかと考えております。

議 長

よろしいですか。

4 番

はい。

議 長

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号、申請番号5の1番及び9番を除く申請番号5の2番から16番の14件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の1番及び9番を除く申請番号5の2番から16番の14件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第3号、公売農地の買受適格証明願についてを議題とし、議決を求めます。

番号1番から4番の4件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、公売農地の買受適格証明願、農地法第3条該当につきましてご説明いたします。

議案書の9ページ、10ページ関連になります。はじめに、9ページをお願いいたします。議案第3号、公売農地の買受適格証明願、農地法第3条該当について、次のとおり公売農地の買受適格証明願がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

該当農地につきましては項番4のとおりで、番号、土地の所在、地番、地目、面積、所有者氏名等は議案書に記載のとおりです。なお、公売農地の物件につきましては、番号1番から4番までの4筆全て農振農用地となっております。

議案書の10ページをお願いいたします。耕作の目的の願出人につきまして、番号、氏名、住所、申請地、願出人の経営状況は、議案書に記載のとおりです。耕作目的の願出人1番につきましては、申請地番号1番から4番の全てを申請するもので、コンニャクを栽培予定となっております。また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

なお、今回買受適格証明されたものが、所定の手続きの上、当該物件を落札し、その後農地法第3条の規定による許可申請書が当農業委員会に提出された場合は、次回開催の委員会審査を待たずに、会長専決規定により許可書を交付することの内容で議決していただきたいと思います。

以上で、公売農地の買受適格証明願についての説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより審議を行います。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑があるので、議長から質問をしてもよろしいでしょうか。

渋川市の大同特殊鋼の南側の農地、これが荒廃農地になっております。調査に行ったところ、現状のままということがございます。

それともう1点、吉岡町農業委員長から私のところに、この方が買い求めた土地について、そのまま放置されてるというような意見が口頭で申し出されています。そういったところで、公売だからどうのということじゃなくて、不適格ではないかなというように私は思うんですが、いかがですか。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

3条調査書の内容といたしましては、事務局の方で市内の農地を確認させていただいて、特に問題はないということで作成させていただいております。ただ、先ほど会長の言われた吉岡の所というのは、現在のところ確認をとっておりません。

議 長

過去に子持地区の仙石地内の土地をそのままにしてるということで、再三再四指導してるわけですけれども、その辺の改善がされているのか、されていないのか、ということもございます。

事務局

はい、議長。農業振興係長。

議 長

はい、農業振興係長。

事務局

先ほどの仙石の話なんですけれども、そちらについては条件が非常に悪い所で、獣も出て、耕作するために行く道も整備されていないという状況の中で、以前からその土地に関しては条件不利地ということで全部効率利用の中から例外的に除外をして、認めてきた経緯がございます。

議 長

過去に運営委員で見に行った大同特殊鋼の南の土地は、現在どうなっていますか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 すみません。今、大同特殊鋼の南の土地の資料を持って来ますので、少々お待ちください。

我々の記憶の中では農地改良の申請が出ているということなんですけども、定かではありません。今、資料を持ってきます。少々お待ちください。

議長 それでは、暫時休憩したいと思います。よろしいですか。

13番 はい。13番、高井。

議長 はい。高井委員。

13番 この買受希望の人ですが、赤城地区でも、前回買った所がやはり草ぼうぼうになって、こないだ草退治はやってましたけど、1年間不耕作の所が2箇所あったと思います。

議長 願出人が前年度購入した土地がそのままだという意見でございます。

10番 はい。10番、大島。

議長 はい、大島委員。

10番 大同特殊鋼の所のことなんですけども、去年、田植えの時期に周りの人からお話がありまして、菜の花をずっと周りに植えておいて、その菜の花が春先になると大きくなり、田植え時期になるとみんな倒れて、水路を水が通らない、と。そういう話が私のところへ届いて、農業委員さん見てくださいと言われて、1人で行って見て来たんですけども、何しろひどいので、私にはちょっとって思って事務局と一緒に行って見てもらったら、本当にひどいんですね。

周りもきちんと全部刈ってほしいって言うことを言っているんですけども、田植えが終わった後また見に行ったら、北側の菜の花が全部刈ってなくて、これもまた話しましたところ、それは種を採るから刈らねえんだって、そうに言って、周りの人に迷惑かけておりますので、今度この農地を買った場合、周りの人に迷惑がかかるんじゃない

かなって。十分注意をした上でお願いしたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

書類を取りに行ったということでありますので、暫時休憩に入りたいと思います。

5分後の10時半までに席にお戻りください。

休 憩 <午前10時25分>

再 開 <午前10時30分>

議 長

それでは、時間になりましたので、休憩を終わりたいと思います。

先ほど私が質問しました大同特殊鋼の所については、令和5年11月まで農地改良の申請が出てるということでありますので、それについては私は取り下げたいと思います。

なお、その他の部分については、事務局と私とで責任持って現地確認に行きまして、皆さんにまた改めて報告するというので、よろしいでしょうか。

それともう1点、本日の申請については、公売の時期が今月の8日ということでございますので、とりあえず許可を出さないわけにいけないので、一応出すということで、条件付きの許可ということでご理解をいただきまして、次に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

18番

18番、高橋。

議 長

はい、高橋委員。

18番

この方は前々から色々と問題があります。公売農地だといっても、それを買うのは本人の勝手です。市としては公売にかけて税金を回収したいのだと思いますが、ただ、問題ある人間に農振農用地をそのまま放置させてよろしいのかどうか。今回はしょうがないとして、次回からは申請そのものを受け付けないっていう考え方をしっかり農業委員会でとらないと、いつまでたっても毎回出てくるというような格好になると思いますので、その辺は会長と委員さんをお願いをしたいと思います。

議 長	はい。
事務局	はい、議長。農業振興係長。
議 長	はい、農業振興係長。
事務局	先ほどの買受人の状況なんですけども、3条調査書の中で調査をしてるわけですが、実態として200筆くらいの農地がありまして、実際にはこれを全部は現地で確認をしておりません。航空写真等で確認をした中で疑義がある所を行ってきたりと、全部が全部その都度現地調査もできてなかったところがあります。今回このようなお話をいただきましたので、現地を確認させていただきまして、今回は条件を付けて買受の方は認めていただき、落札後については農地法第3条申請が上がってくる流れになりますので、そのときには全部効率利用されていなければ認められないというようなかたちで、ご承認いただければと思います。よろしく願いいたします。
議 長	改めて申し上げますけれども、3条申請というのは3年3作を耕作しなければ許可にならないよということでございますので、ご理解賜りたいと思います。 それでは、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第3号、番号1番から4番の4件については、許可することでご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。 なお、落札者が同趣旨の農地法第3条の規定による許可申請書を提出したときは会長専決で許可することに決したいと思いますが、よろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	続きまして、議事日程第12、議案第4号、農地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。

議案書の11ページをお願いいたします。農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象農地につきましては、渋川地区、子持地区、赤城地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画内容の公告につきましては、令和3年12月1日を予定しております。

計画概要につきましては、11ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が20人、借受人が11人、筆数が53筆、面積が4万2,303平方メートルです。この個別の内訳は、12ページから14ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で報告第4号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まずはじめに、利用権設定総括表番号18番の1件について審議したいと思います。

渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により会長が議長を務めておりますが、先ほど議事参与の制限により議事に参与できません。このため、渋川市農業委員会規定により、会長職務代理者が、会長が欠けたときにその職務を代理することになっておりますので、この審議については大島会長職務代理者を議長に指名いたします。よろしくお願いいたします。

(関係委員退席)

議 長
(10番)

この議案について議長を務めさせていただく会長職務代理者の大島です。よろしくお願いいたします。

それでは、番号18番の1件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長
(10番) 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。番号18番の1件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長
(10番) 異議なしと認め、番号18番の1件については、承認することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。
議長を交代いたします。ありがとうございました。

(関係委員着席)

議長 議長を交代いたします。引き続き議事を進行させていただきます。
続きまして、番号18番を除く1番から53番の52件について審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

4番 はい。4番、角田。

議長 4番、角田委員。

4番 度々で恐縮です。25番から51番について、1枚の面積はさほどではないけど、これを小計すると相当の面積になると思うんですけども、これだけの面積はどうなんでしょう。まあ、耕作していただければ、鹿と猪の運動場が減ってよろしいかと思うんですけども、いっぺんにこれだけの面積を受けられまして、回りきれますかね。

事務局 はい、議長。農業振興係長。

議長 はい、農業振興係長。

事務局 こちらの方に関しましては、息子さんの方に農業者年金に伴う経営移譲をしております。そちらの再設定の申請でございます。

議長 よろしいですか。

13番 はい。13番、高井。

議 長	はい、高井委員。
1 3 番	19番から24番までの借受人の会社について教えていただきたいです。
事務局	すみません。申請書を持ってきますので少々お待ちください。
4 番	いいですか。
議 長	はい、お願いします。
4 番	今日は誠にうるさくて申し訳ありません。 高井委員さんのご指摘の19番から24番まで。3人の方から利用権設定を受けた高崎の法人ですけども、利用権設定の書類を交わすときに、自分もやはりこの場所と面積的に、高崎の方からそばを作りに来て、合うんかなと思っていましたので、事務局に、この高崎の法人というのは存在するのか、農業者なのかどうか確認をしてから利用権申出書を出したいというふうにお尋ねしました。事務局の職員の方に確認をいただきまして、高崎市で間違いなく農業者であると。そこまで確認をさせてもらって、利用権申出書を提出するということにしました。
議 長	わかりました。 では続いて、高井委員。
1 3 番	ただ同じ生産者として、高崎から来てこの面積をやって、採算が合うかどうか心配だったんでお聞きしました。だから、きちんと栽培してもらえれば農業委員としてはいいと思いますけど、という意見です。
議 長	ありがとうございました。 それでは、書類が来ましたので、事務局から説明させます。よろしくをお願いします。
事務局	はい、議長。農業振興係長。
議 長	はい、農業振興係長。
事務局	それでは説明させていただきます。この利用権設定に関しましては、8月20日に高崎市農業委員会の方に、こちらの法人の状況について確

認をしました。農地所有適格法人であると確認をしております。あと、こちらの法人は高崎市で精肉店を営んでいる方で、養豚と一緒に複合経営を営んでいます。うどん屋さんなんかも経営したりしている法人です。このような経営に関して確認をした上で、今回の議案になっている次第でございます。

議 長 それでは、この法人については皆さんの方で承知したと思うんですが、ただ心配なのは、約3反歩の面積で、榛名町からここまで来て合うのか合わないのかっていう。それは私には計り知れないことなので、とりあえずそのようなことで、賃貸借が済んでるということで、よろしいでしょうか。

では、そのほかに何かご質問がありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。番号18番を除く1番から53番の52件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、1番から53番については承認することに決しました。

以上をもちまして、第32回総会を閉会いたします。

閉 会 <午前10時47分>